

保医発第0922003号  
平成18年9月22日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」（平成18年3月6日保医発第0306008号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第513号）が公布され、平成18年10月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成18年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図りたい。

記

（別表）のⅡの149の次に次のように加える。

150 肝動脈塞栓材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（5 1）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「血管内塞栓促進用補綴材」であること。
- (2) 肝動脈の血流遮断を目的として使用する塞栓材であること。